

# 奈義町景観計画の手引き

～次世代に奈義町の豊かな自然環境と良好な景観を守り、育て、創造する～



みらいを、掘り起こせ

奈義町

2020年3月

# はじめに

奈義町は四季折々に様々な表情を見せる那岐山や、清らかな水を運ぶ河川など、豊かな自然に恵まれています。私たちはこれらの美しい自然とのかかわりの中で、景色の移ろいを感じながら、人々の営みや歴史と伝統に培われた文化的景観をはじめとした、多くの個性豊かな景観を形成してきました。

こうした良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と、人々の生活や経済活動との調和により形成されるものです。将来にわたって奈義町固有の美しい景観を継承し、魅力ある景観を育てていくためには、目指すべき目標や明確な指針が必要となります。

奈義町景観計画は、このような背景から策定されました。景観計画とあわせて、景観計画の内容や手続きの流れ、さらに良好な景観を形成するための具体的な配慮事項をまとめた奈義町景観計画の手引きを作成し、景観計画の運用に役立てます。

良好な景観の保全や活用、そして育成には町民の皆さんや事業者の方々の協力が不可欠です。ぜひこの手引きをご活用ください。

## 目次

はじめに	.....	2
SDGs との連携	.....	2
奈義町の景観計画	.....	3
奈義町の景観資源	.....	3
景観計画のあらまし	.....	4
届出の流れ	.....	6
配慮と工夫のお願い ー建築物・工作物	.....	8
配慮と工夫のお願い ー太陽光発電施設	.....	10
ご協力ください	.....	12
色彩基準の適用除外について	.....	14
みんなで取り組む景観づくり	.....	15
景観づくりの取り組み	.....	16

# SDGsとの連携

SDGs（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

SDGsは、その基本理念として、「世界中の誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民福祉の増進や生活環境の保全などを図る地方自治体にとって、目的を同じくするものです。

このことから本町では、本計画においてもSDGsに関連する項目を掲げ、上位計画である「まちづくり総合計画」やSDGsと連携した美しい景観づくりを進めます。

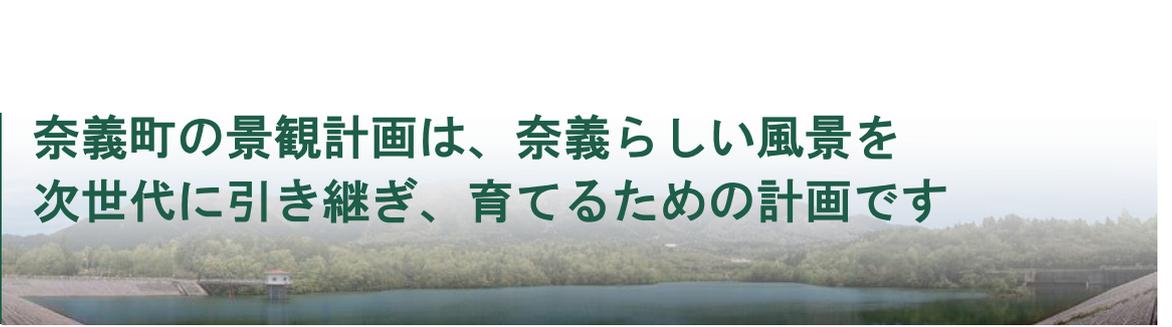


奈義町景観計画をはじめとする良好な景観形成に向けての取り組みは、次の目標の達成を目指すものです。



## 奈義町の 景観計画

# 奈義町の景観計画は、奈義らしい風景を 次世代に引き継ぎ、育てるための計画です



## 景観計画策定の背景

奈義町では令和2年、「奈義らしい風景の保全・活用」を目標に、景観計画を策定しました。

これは急激な環境の変化に不安をいだく方も多い中、美しい奈義町を将来にわたって保全するとともに、この景観を後世に残すための計画です。景観計画を策定することにより、基準以上の高い建物や奇抜な色の建物を、抑制する働きがあります。

この景観計画の方針や内容を検討するにあたっては、土地利用の変遷や長く変わらない風景などの調査をはじめ、植物や植生、建築物の外装色等の景観調査を実施し、実状に即した計画としています。

さらに町民アンケートや町民ワークショップ、職員研修を実施し、多様な方々の意見を踏まえるとともに、景観計画策定委員会で慎重に議論し、適切かつ実効性のある景観計画の策定をめざしました。

## 奈義町の 景観資源

# 奈義町には、人と自然が育てた 素晴らしい「景観資源」がたくさんあります

### 自然景観

多くの町民に親しまれている那岐山やため池、田んぼとあぜ道、そしてコセ。これらは奈義町特有の気候が生み出した、特徴ある風土といえます。



### 歴史的・文化的な景観

松伸神社では現在でも「横仙歌舞伎」が行われ、かつての暮らしや風景を今に伝えています。現代美術館は、日本のみならず世界からも注目を集める存在となっています。



### 暮らしと人々の交流

ひとが集い、豊かで安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくるための様々な取り組みが進められています。



## 奈義町景観計画の概要を紹介します



### 景観計画とは

●地域固有の風景を活かし、より良いまちなみを未来に引き継ぐための計画です

景観計画とは、国が定めた「景観法」に基づき、整備の方針や景観の形成に関する基準などをまとめた計画のことで、その地域の独自の特徴を活かしたまちづくりを後押しする制度です。

これまで特別な規制をせずとも、奈義町の景観は長く良好な姿が保全されてきました。しかし今後、時代の変化や新しい技術の開発・普及に伴い、地域固有の景観が損なわれたり、著しく風景にそぐわない建築物や工作物が整備されてしまう可能性もあります。景観計画は建設や開発そのものを規制するのではなく、個人や企業の権利を保持しながら「どのようにすれば奈義町らしくなるか」を考え、事前に協議を行うことでさまざまな配慮や工夫を促すものです。

景観計画は、町民や事業者の皆さんとともにまちを育てていくための計画です。

### 景観計画の目標

●長い時間をかけて培われてきた奈義町の風景をこれからも大切にしていきたいと思います

固有の特徴を持つ奈義町の景観は、短期間で獲得できるものではなく、これまで培われた風土や文化により時間をかけて形成されてきたものです。こうした貴重な景観資源は、働き方や暮らし方のニーズが多様化していく時代において、移住・定住を促進する大きな魅力の1つといえます。

奈義町の魅力ある景観をより良くし、未来へ継承していくためには、行政と事業者、町民それぞれが景観の価値を意識的に考え、連携して景観づくりに取り組んでいく必要があります。

奈義町の景観的特徴やこれらの時代背景を鑑み、以下のとおり景観計画の目標を定めます。

**奈義町の自然景観を守り次の世代に引き継ぎます**

**季節の変化やハレの場（横仙歌舞伎やアート）が映えるよう自然の基調色などの色合いを尊重します**

**意識的に景観の価値を考え、町民が主体となった景観づくりに取り組んでいきます**

## なぜ、景観計画が必要なのでしょう？

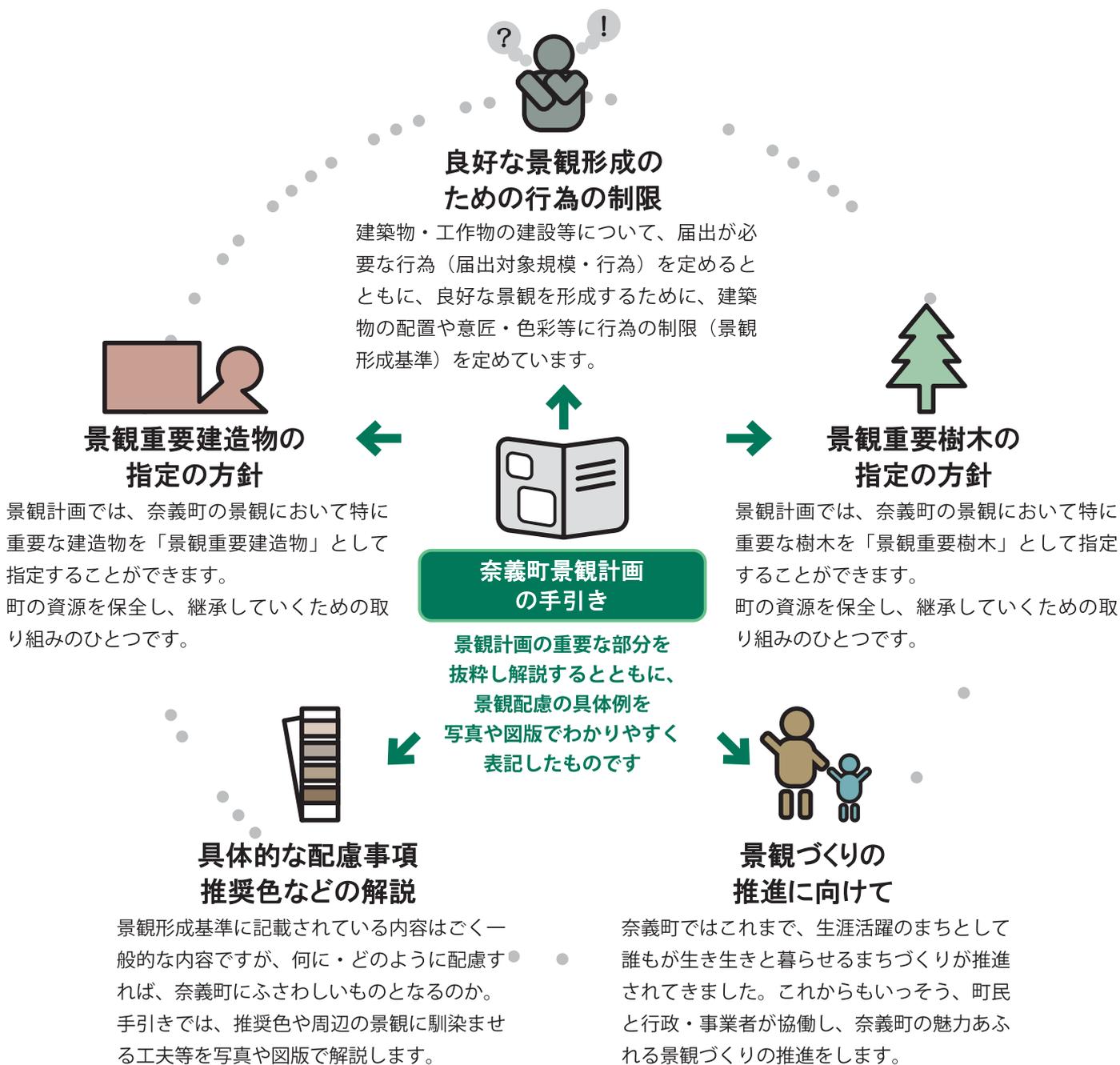
良好な景観を守り、育むことは、町民の皆さんのまちに対する愛着や誇りを育てるだけでなく、移住・定住の促進や観光事業の活性化などへの波及効果も期待できます。

景観は、日々の暮らしの積み重ね＝暮らしぶりが結果としてあらわれるものです。そのため行政や事業者の方々をはじめ、町民一人ひとりが奈義町の景観的特徴や固有性を認識し、より魅力ある奈義町の景観づくりに取り組んでいくことが大切です。

## 奈義町景観計画の構成

景観計画は大きく①景観計画の対象区域の設定、②良好な景観を形成する為の行為の制限に関する事項及び景観形成基準の策定、③景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針により構成されています。

景観計画における行為の制限及び景観形成基準は、2年以上に渡りさまざまな景観調査を行ったうえ、奈義町の景観の成り立ちや特徴を見極め、町民の皆さんの意見も交え検討・決定したものです。



## 届出の流れ

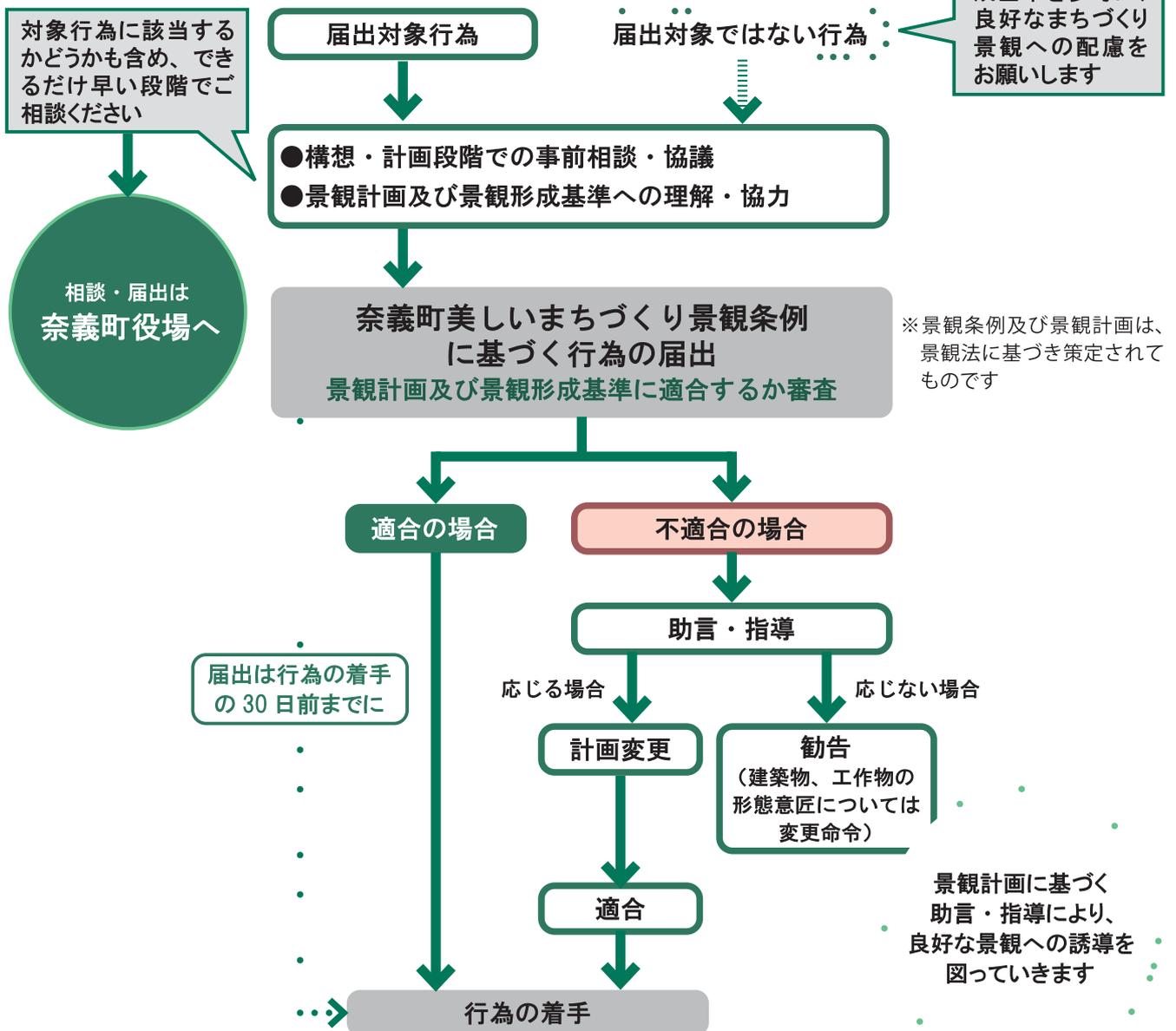
# 一定規模以上の建築物・工作物を建設する際は「奈義町美しいまちづくり景観条例」に基づき事前協議や行為の届出が必要です

※届出対象となる規模や行為については、7ページの表及び奈義町景観計画を参照してください

## 届出の流れ

- スムーズに手続きを進めるため、事前相談を行ってください。

まずは計画が届出対象行為に該当するかを確認し、該当する場合は必要な書類や図面を準備したうえ、奈義町役場へご相談ください。



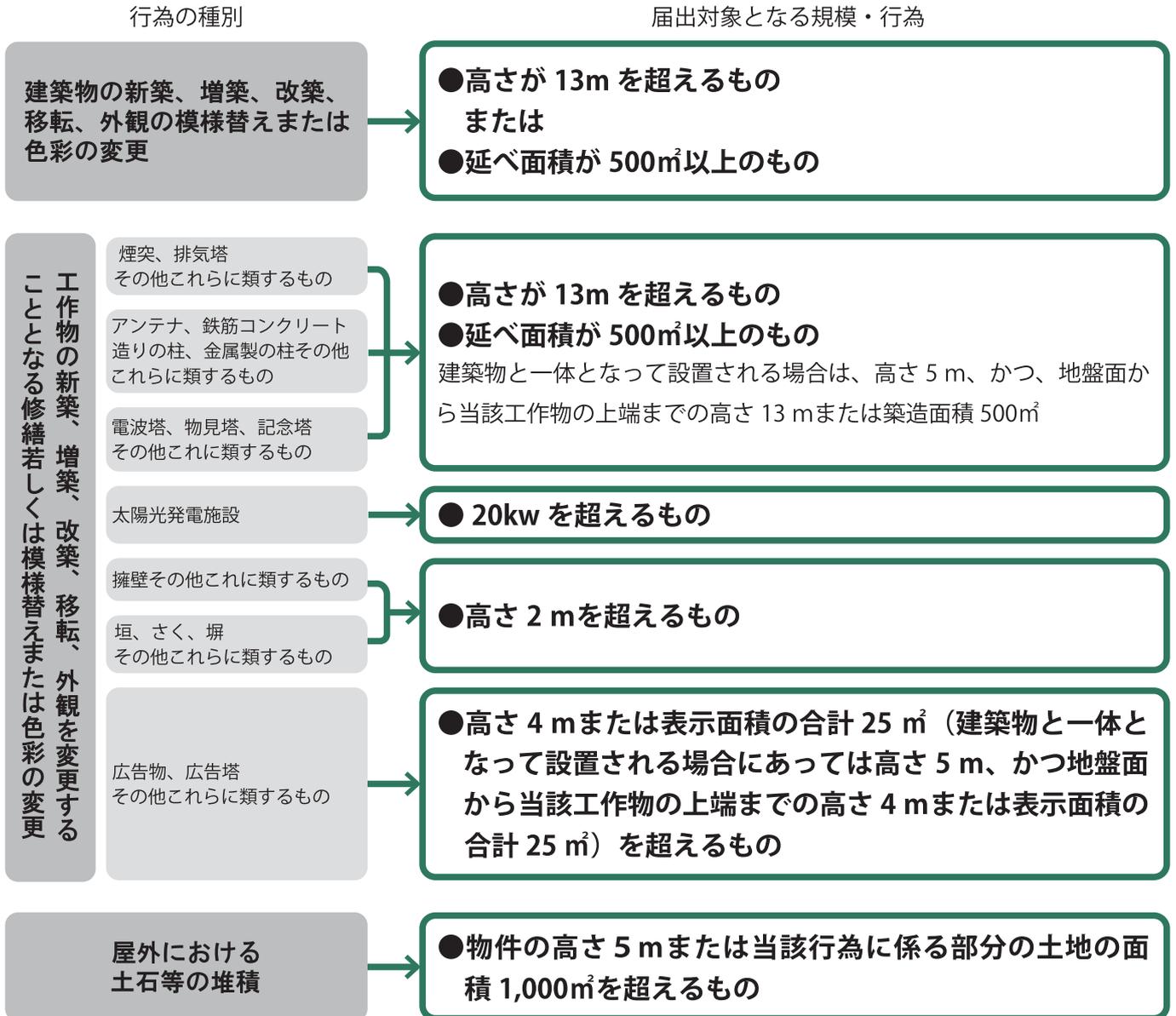
## 景観計画の対象区域

- 対象区域は奈義町全域です

景観計画の対象区域は奈義町全域とし、奈義町全体での景観維持・景観形成をめざします。

## 届出対象行為

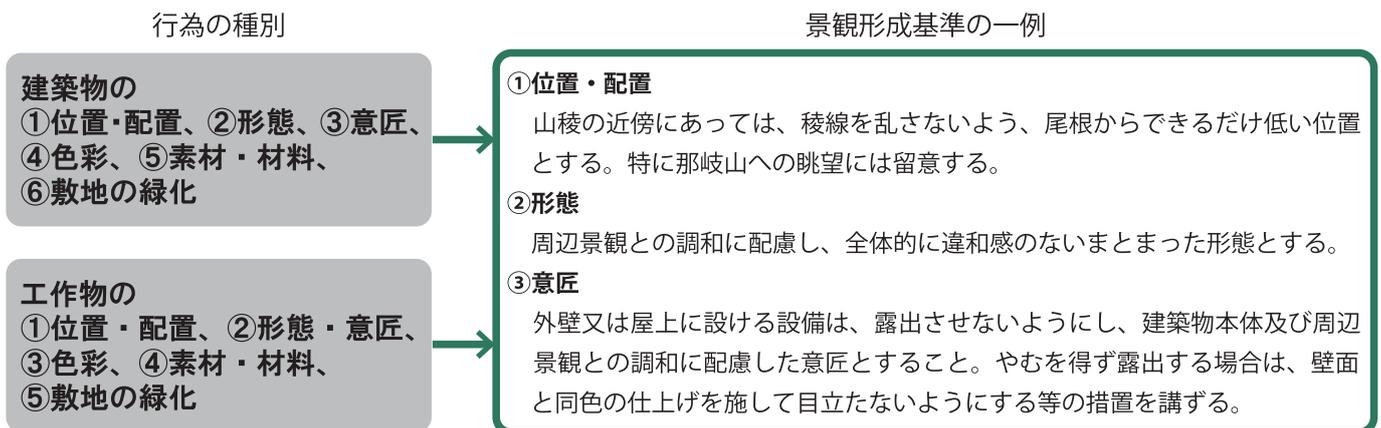
●ここに紹介するのは代表的な行為です。詳細は奈義町のホームページをご確認ください



※その他、適用除外行為等についても、詳細は奈義町のホームページに掲載している「奈義町景観計画」をご確認ください。

## 景観形成基準

●届出対象行為の適合・不適合の判断基準となるものです  
●詳細は奈義町景観計画を参照してください



## 配慮と工夫 のお願い

# 一定規模以上の建築・工作物の外観は、 周辺環境に大きな影響を与えます

※届出対象となる規模や行為については、7ページの表及び奈義町景観計画を参照してください

## 一定規模以上の建築・工作物を建設する場合

●色彩の変更を伴う改修も含まます

- 奈義町景観計画の景観形成基準に記載されている内容を確認し、建物の配置や形態、意匠が周辺環境と調和を図るよう、十分な配慮を行ってください。
- 特に那岐山への眺望を大切に、四季折々に変化する自然色と対比の強い形態や意匠、過剰に突出して目立つ色彩の使用は避けてください。
- 一定規模以上の建造物は、穏やかな色であっても広い面積になると周辺環境に大きな影響を与えます。下図のように形態や意匠に沿って適度な分節化を図るなど、スケールを小さく見せるための工夫をお願いします。

奈義町の景観に馴染みにくい配色



●高彩度色は遠景・中景・近景それぞれに与える影響が大きいため、特に山並みを背景とする場合には、対比が強調されやすいことに注意しましょう。



●高明度色は自然の緑（山並み）と対比が強く、圧迫感を与えやすいため、特に山並みを背景とする場合には、大面積での使用は避けましょう。

奈義町の景観に馴染みやすくするための工夫の例



●店名のロゴを活かしつつ、全体が山並みに馴染むよう、落ち着いた色のある外装色を展開した例。看板も低い位置に変更しました。

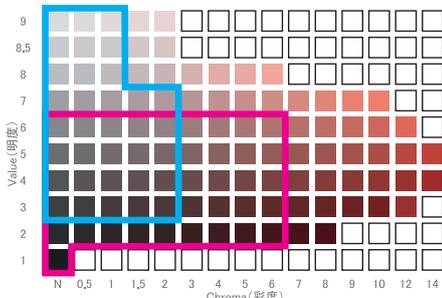


●店名ロゴの色相に外装色を合わせ、全体の調和を図りつつ、屋根や看板の高さを抑え、周辺の山並みも印象的に見えるように工夫した例。

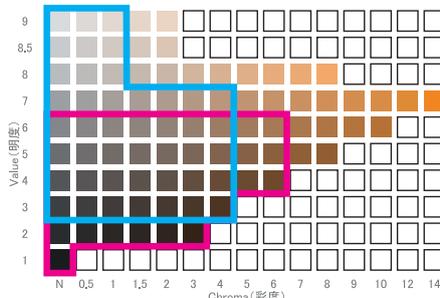
## 色相別の推奨色イメージ

- 明るく鮮やかな色や極端に暗い色を大面積で使用することは避けましょう
- 外壁基本色・屋根色に使用可能なのは枠内の色です

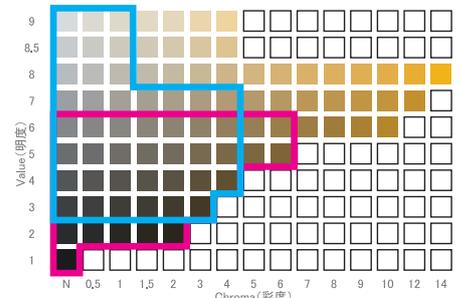
0R(赤)～4.9YR(黄赤)系の色相



5.0YR(黄赤)～10YR(黄赤)系の色相



0.1Y(黄)～5.0Y(黄)系の色相



色彩基準には「色のものさし」として「マンセル表色系」を用いています。マンセル表色系の特徴は、色を【色相（色合い）】【明度（明るさ）】【彩度（鮮やかさ）】という3つの「属性」に分類し表記・管理しやすくしていること、またこのシステムがJIS（日本工業規格）で標準色として市販されており、汎用性が高いことが挙げられます。※詳しくは奈義町景観計画を参照してください。

凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
- 屋根色の使用可能範囲

## 色彩基準

- 外壁基本色・屋根色・工作物外装色は以下の色彩基準内におさめて下さい
- 赤枠の範囲は、特に推奨する範囲です

### ●建築物の外壁基本色の色彩基準

部位	色相	明度	彩度
外壁	OR (赤) ～ 4.9YR (黄赤)	8.0 以上	2.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	3.0 以下
	5.0YR (黄赤) ～ 5.0Y (黄)	8.0 以上	2.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	4.0 以下
その他		8.0 以上	1.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	2.0 以下

### ●屋根色の色彩基準

部位	色相	明度	彩度
屋根	OR (赤) ～ 5.0Y (黄)	6.0 以下	6.0 以下
	その他	6.0 以下	3.0 以下

### ●工作物外装色の色彩基準

部位	色相	明度	彩度
外装	OR (赤) ～ 4.9YR (黄赤)	8.0 以上	2.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	3.0 以下
	5.0YR (黄赤) ～ 5.0Y (黄)	8.0 以上	2.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	4.0 以下
その他		8.0 以上	1.0 以下
		3.0 以上 8.0 未満	2.0 以下

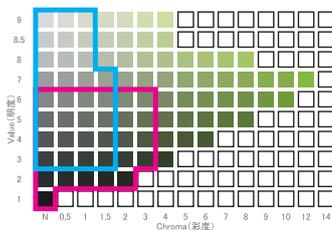
- 現況の基調色は暖色系の中・高明度、低彩度色が中心となっており、穏やかで落ち着いたある景観が形成されています。
- 現況の屋根材は黒やグレー、赤茶の瓦などの落ち着いた色です。
- 周辺環境との連続性を維持し、自然の緑をより印象的に見せるために、**外装基本色は左表の赤枠で囲まれた範囲を推奨**します。
- 規模の大きな建築物においては、**建築の規模や形態・意匠に沿った適度な分節化**（左ページの右図のように）を図り、**周辺の住宅や自然景観に馴染ませる工夫や配慮**を検討してください。
- 周辺の山並みなど、**自然景観が持つ有機的な広がりや眺望を活かす**ために、特に高さの低い建物においては**勾配屋根の採用を推奨**します。

## 色彩基準の適用範囲

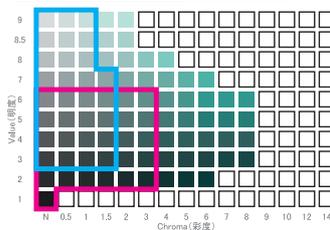
外壁各面、（東西南北4面）全てが色彩基準の適用範囲となります。**外壁各面の4/5（8割）以上は外壁基本色の範囲から選択**して下さい（ガラス面も含みます）。外壁基本色以外の色は外壁各面の1/5（2割）以下で使用することが可能です。

**傾斜屋根や鋼板葺きの平屋根・ドーム屋根等については、屋根色の基準が適用**されます。立面図上に表現されない陸屋根（屋上の防水塗装など）には色彩基準の適用はありません。

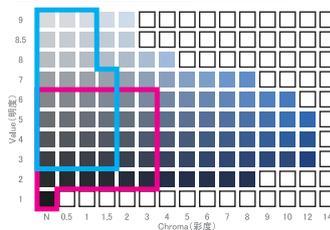
5.1Y (黄)～GY (黄緑)系の色相



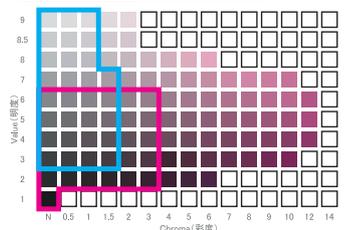
BG (青緑)系の色相



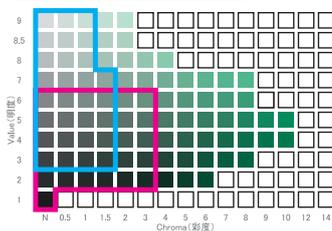
PB (青紫)系の色相



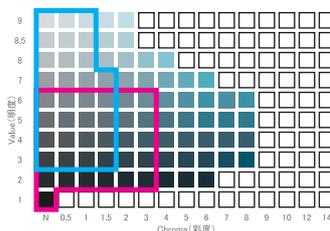
RP (赤紫)系の色相



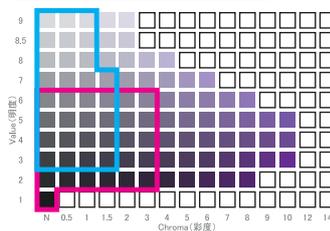
G (緑)系の色相



B (青)系の色相



P (紫)系の色相



- ※各カラーチャートに示す色彩は、当該範囲内の代表的な色彩を示したものです。印刷の関係上、実際の色彩とは異なりますので、ご注意ください。
- ※実際の色彩の検討・選定にあたっては、JIS標準色票等の正確な色票での確認が必要です。

## 配慮と工夫 のお願い

# 太陽光発電施設を建設する際は「奈義町生活環境等と太陽光発電設備との調和に関する条例」の順守とともに、十分な配慮と工夫をお願いします

### 発電量 20kw を超える場合、届出が必要です

●屋根面に設置するものには基準は適用されません

- 奈義町では、太陽光発電施設について奈義町生活環境等と太陽光発電設備との調和に関する条例とともに、景観計画において景観形成基準を個別に定めています。景観計画自体は、事業そのものの可否を判断するものではなく、建設に際して留意が必要な景観形成に向けての基準をまとめたものです。
- 太陽光発電施設そのものは、大きく変更できるものではありませんが、配置や土地の形状の変更について配慮を行ったり、周辺に樹木を植えて修景する（防災の観点からも効果が期待されます）などの配慮によって、奈義町の景観に馴染み、風景を活かすことが実現できると考えています。

よくある例



●フェンスの高明度色（明るい色）は自然の土や緑などと対比が強く、人工的な印象が強調されやすい色調です。また、歩道境界部まで設備が迫っているため、やや圧迫感があります。

奈義町の景観に馴染みやすくするための工夫の例



●フェンスの色をダークブラウン（※右ページ参照）に変更するとともに、敷地を少し後退させ、歩道側に植栽を施したイメージ（フォトモンタージュ）です。周囲に馴染み、全体的に穏やかな見え方となります。



●フェンスの高明度色（明るい色）は自然の土や緑などと対比が強く、人工的な印象が強調されやすい色調です。



●フェンスの色をダークグレー（※右ページ参照）に変更したイメージ（フォトモンタージュ）です。周囲に馴染み、全体的に穏やかな見え方となります。

### 20kw ほどのくらいの規模？

●該当するすべての計画に届出が必要です

- パネル 1 枚当たりの大きさや発電量により多少異なりますが、約 30 坪（100㎡弱）程度となります。
- 住宅 1 軒分程度の面積でも届出が必要になる場合がありますので、必ず発電量を確認の上、届出をお願いします。  
※屋根面に設置する太陽光パネルは、届出は不要です。

## 景観形成基準

●太陽光発電施設の建設にあたっては、以下の基準を遵守してください

### ●工作物（太陽光発電施設）の景観形成基準

工作物 (太陽光発電施設)	位置・配置	周辺環境との調和を考え、高さを出来る限り低くし、周辺景観と馴染むようにする
		周辺からの見え方に配慮し、敷地境界から出来るだけ後退する、植栽により修景する、配置や分割を工夫する等の配慮を行う。植栽を行う場合は奈義町特有の樹木については特に配慮する
		那岐山連峰をはじめとする奈義町の重要な景観資源、山並みや緑豊かな景観が見える視点場からは、景観を阻害しないように配慮する
	色彩	色彩は周囲と調和した色彩かつ低明度・低彩度・低反射のものを使用する。また模様も目立たないものとする
		フレームや架台の色についても、低明度色を基本とし、太陽光パネルとの一体感や周辺環境との調和に配慮する
		分電盤や配線、配管、フェンス等の付属物についても色彩に配慮を行う（下記推奨色参照）
敷地の緑化	既存樹木を伐採する場合は伐採面積を最小限とする。奈義町特有の植栽については特に留意する。周辺の樹木だけではなく、太陽光パネル下も植栽に努めるものとする	

## 太陽光発電施設をめぐる社会の動き

●国や県もさまざまな対策を講じています

### 太陽光発電に係るガイドラインについて

平成 24 年 7 月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に基づいて固定価格買取制度が創設されて以来、再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、岡山県においても各地で太陽光発電等の導入が拡大しています。一方、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等めぐる地域住民との関係が悪化する等、種々の問題も顕在化したことから、国では、平成 28 年 6 月に FIT 法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されました。

併せて、発電事業者が FIT 法等に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項について、それぞれの考え方を記載した「事業計画策定ガイドライン」を制定、太陽光発電事業者のに対しこのガイドラインを遵守して頂くことを推進しています。

※事業計画策定ガイドラインは、経済産業省資源エネルギー庁ホームページに掲載されています。

## 工作物等の推奨色

●太陽光発電施設の付属物等の色彩は以下の推奨色を参考に、穏やかで落ち着いた色調を選定してください

	色名	色相	明度	彩度
工作物等の 推奨色	オフグレー	5.0Y (黄)	6.5	0.5
	グレーベージュ	10YR (黄赤)	6.0	1.0
	ダークブラウン		3.0	0.5
	ダークグレー		2.0	1.0

太陽光発電施設の付属物等については、国土交通省が発行する「景観に配慮した道路付属物等の整備ガイドライン」に掲載されている 4 つの推奨色の展開を基本とします。景観的な配慮を行うと共に、公共空間における「地となる色」を整えることで、街路や沿道の連続性やまとまりを考慮した景観形成に役立てます。

### ・4 つの推奨色

			
オフグレー	グレー ベージュ	ダーク ブラウン	ダーク グレー
5Y 6.5/0.5	10YR 6.0/1.0	10YR 3.0/0.5	10YR 2.0/1.0

### ・推奨色は既製品の定番色としても普及しています



ご協力  
ください

## 届出の対象行為でない規模や行為についても 町民の皆さんの協力が必要です

### 住宅を新築・改修する場合

●周囲の景色や隣家をよく眺め、バランスをとることが大切です

- 住宅は近年、建替えや新築が進み、洋風の外観を持つものも多く見られるようになってきました。デザインや使用する建材は現代的でも、奈義町の景観に馴染むものやふさわしいものを選定するよう、ご協力をお願いします。
- 外装建材や色を選定する際は、背景や周辺に山や農地の「濃い緑」や「変化する空の青」があることを十分に意識してください。周辺環境との対比により、極端に彩度の高い色彩や、寒色系の色彩は人工的で不調和な印象を与えやすくなります。
- 既存の暖色系の低彩度色（木や石、土などの自然素材が持っている色調）を基本とし、現代の仕様であっても、地域に長く蓄積されてきた基調色の継承にご協力ください。

### ◎良好な色彩景観形成のイメージ

自然の緑よりも人工物の主張が強いまちなみ



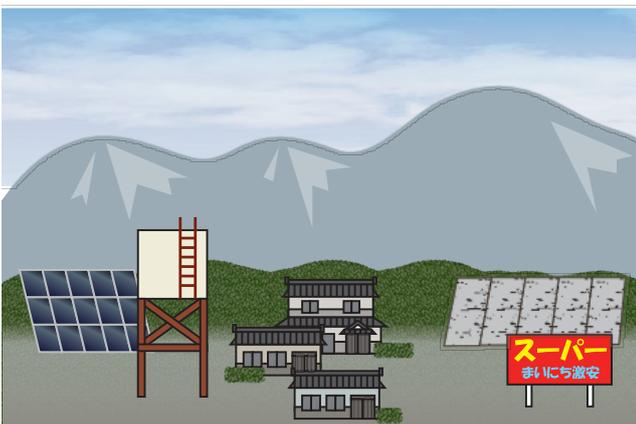
穏やかな基調色により自然景観との調和がとれた美しいまちなみ



### 工作物をつくる場合

●周囲の修景などもあわせ、人工的な印象を和らげる工夫をお願いします

- 工作物は生活や産業に欠かせないものですが、建築物に比べデザインや仕様が限定されるため、自然豊かな環境に馴染みにくい、という側面があります。そのため、いっそう配置や周囲（外周・外構）の修景にも配慮し、違和感が少なくなるよう、ご協力をお願いします。



- むき出しの設備は人工的で硬質な印象が強調されやすく、高明度色（明るい色）を展開すると一層ボリュームが大きく見えます。



- 工作物の大きさや色、素材を工夫したり、周囲に木を植えて目隠しするなどし、周囲に馴染むようにした場合のイメージです。

# 建築物・工作物は町の基調となる存在です

●景観資源が引き立つ色を選定しましょう

自然景観や催事の演出が映える  
基調色を選定しましょう



- 奈義町の景観を構成する要素は、建築物・工作物以外にも多くあります。
- 自然のように変化するものに対し、建築物や工作物は長くその地にあり、動かない存在です。
- 周囲に変化する要素（色）があることを考慮し、見え方を検証することが大切です。

# 長く見慣れた色を大切に

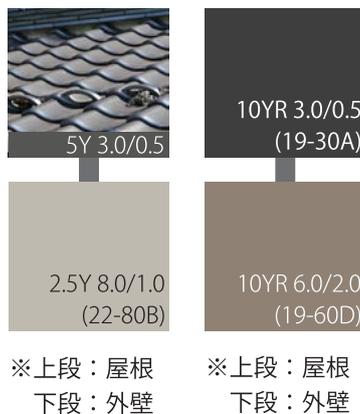
●奈義町の建築物には、このような外壁色・屋根色が多く見られます



## 外壁基本色の代表色



## 推奨配色例①



## 推奨配色例②



※色見本に記載されている記号のうち上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料用標準色見本帳の色番号です。

※配色例①は屋根と外壁（1色の場合）の組み合わせ、配色例②は外壁が2色の場合の組み合わせを示します。

## 色彩基準の適用除外について

# 色彩基準の適用除外と色の見え方の特性について

### 色彩基準の適用には例外があります

● 建材・材料、用途を見極め、適切な運用を推進します

自然石や煉瓦等、着色したものでない自然素材等は、色彩基準の適用除外となります。また色彩基準の範囲を超えるものであっても、以下に示すように一定の条件を満たす場合には適用の除外となる場合があります。

#### ● 色彩基準適用の例外

##### ① 自然素材色を基調とした建築物等

自然石や木材、土壁などの自然素材や、着色していない瓦やガラス、煉瓦、質感の豊かなせっ器質タイルなどの材料は基準に適合しない場合でも使用が可能です。

##### ② 地域に長く親しまれ、景観資源となっている建築物等

特徴的な色使いが長年地域のランドマークとして機能している建造物や、歴史的な社寺など伝統的な色使いの建築物等は、既存の色彩を継承することが可能です。

##### ③ 法令等で色彩が定められているもの

安全性や機能性の確保のために法令によって色彩が定められているものは、色彩基準によらず、法令を遵守した色彩を用いることができます。

##### ⑤ その他

特徴的なもので周辺環境との調和及び周辺への配慮が図られている場合や、設計・デザインコンペティション等で選出され、優れたデザインであると有識者が評価する色彩などについては、必要に応じ色彩基準の適用から除外することとします。



・着色していない金属



・せっ器質、釉薬タイル

### 色を選ぶ時の注意点

● 最終的には実際の仕様（塗装など）の見本を用意し、現地で確認しましょう

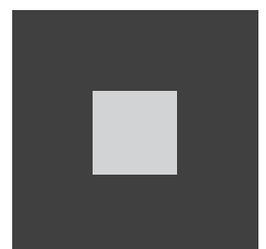
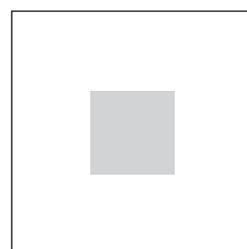
色見本（色票）の見え方には「面積が小さいと暗く見える」という特性があるため、印刷の見本は実物に近似していても、実際に外壁としてみると違った印象に感じられます。

また背景（台紙）が明るいと、対比により背景よりも明るい対象の色見本（色票）が暗く感じられるという特性もあります。小さな建材見本や色見本帳から候補色を選定する際には、特にその点に注意が必要で、できるだけ大きな（A4サイズ程度で充分）塗装見本等で確認をすることが大切です。

・ 同じ色でも面積が小さいと暗く鈍く、面積が大きいと明るく鮮やかに見えます。



・ 同じ色（小さな灰色の正方形）でも背景（台紙）が明るいと暗く見え、背景が暗いと明るく見えます。このように、周辺との関係により色の見え方は変化する、という特性があります。



みんなで  
取組む  
景観づくり

## 景観づくりは町民の皆さんの生活と共にあり 日々の営みが奈義町の景観を育てます

### 地域活動へ積極的に参加を

多くの町民の皆さんが参加した「ナギテラス・みんなの庭プロジェクト」。田んぼの畦の草を用いた草盆栽づくりなどを通じ「町民ガーデナー」を育てる取り組みは、平成30年度末、みんなの庭の芝貼りへと繋がり、緑豊かな環境が生まれました。



### 緑を守る・育てる

奈義町の緑は景観を構成する重要な資源であるとともに、私たちの暮らしを守り・支える存在です。未来を担う子ども達に自然に対する畏れや重要な役割、素晴らしさを教え、自然を守り、共に生きていく心を育む活動も行っています。



### いつもきれいに

植物も生き物です。人や動物と同様、手入れは欠かせません。これは単に見た目・景観だけの問題ではなく、伸び放題・荒れ放題のままだと、防犯上の問題や、自然災害の被害を拡大させてしまう危険性も高まります。毎日の生活の中ではなかなか手入れが行き届かない・体の自由が利かないので大変、という場合には、関係機関に相談し、依頼することも、解決策のひとつです。



## 景観づくりの取り組み

景観計画では、ある一定規模を超える行為に対して届出を行うよう制限をかけ、町が審査を行います。これは奈義町の景観を著しく損なうような建築物や工作物の出現を避けるための「事前の協議・届出」を前提としたものです。

新しく建築物や工作物等を整備する際、「奈義町の景観にふさわしく」つくっていくためには、景観形成基準の内容や意図するところ、そして具体的に何を・どのようにすればよいのか、さまざまな事例や手法を広く町民の皆さんや事業者の方に知ってもらい、一体となつてま景観づくりの取り組みを行っていく必要があります。

奈義町では景観づくりの実践を景観計画に位置付け、具体的な取り組みを進めていきます。

### 景観づくりの取り組み 1

#### 景観について考えるワークショップ

景観計画は策定して終わりではなく、策定したあと、どのように運用していくかが重要です。

行政や町民の皆さん、事業者の方が景観条例・景観計画を守っていくことはもちろんのことですが、届出対象行為の対象外となるような建築物や工作物に対する細やかな配慮も、良好な景観形成には欠くことができません。

策定段階で町民ワークショップを行ったように、どうすれば奈義町の景観をより良く形成できるか、町民の皆さんが主体的に考えていくことが必要です。そのような景観について考えるきっかけとなる町民ワークショップや意見交換会の開催を「景観づくりの取り組み 1」として位置付けます。



●令和元年度、数回にわたって町民ワークショップを開催しました。ワークショップでは大型スーパーや太陽光パネルを設置する際の工夫や注意点を話し合いました。また奈義町の植生を知り、風景にいつそう愛着を持ってもらうことを目的とし、町内の植物を使ったリースづくりなどを行いました。

### 景観づくりの取り組み 2

#### 建築物や工作物の塗り替え

8～11 ページで示したように、建築物や工作物の既存色が景観に配慮した色に塗り替わるだけでも、景観は大きく変わります。

たとえば公共施設や設備の維持管理において塗り替えを行う際、どのような色を選定すればより景観が良くなるかといったことを皆で議論したり、景観上、過剰に目立ち過ぎている柵などをワークショップを通して塗り替えていくことも方法のひとつです。

ひとつひとつは小さな試みでも、積み重ねはいずれ大きな効果となって現れてきます。「景観づくりの取り組み 2」として建築物や工作物の塗り替えを位置付けます。



●センタービレッジ奈義は、外壁の修繕に合わせ「背景の山並みに馴染む色彩計画」が検討され、配色の分節化によって落ち着いた外観に生まれ変わりました。

#### 奈義町景観計画の手引き

～次世代に奈義町の豊かな自然環境と良好な景観を守り、育て、創造する～

奈義町役場 2020年3月